

2011年6月4日  
小糸工業株式会社  
代表取締役社長 掛川隆

## － 航空機シートに係る FAA 及び EASA の耐空性改善命令 (AD) 遵守への支援について －

既にご高承の通り、小糸工業は、従前から、航空機シート事業の継続と再興に向け、業務改革及び体制再構築のために諸策を講じていたところではございますが、今般、米国連邦航空局 (FAA) 及び欧州航空庁 (EASA) による耐空性改善命令 (AD) が最終的に発行されました。小糸工業と致しましては、AD の発行について、過去の不幸な出来事から脱却する新局面として真摯に受け止め、国土交通省航空局 (JCAB)、FAA 及び EASA との緊密な協力関係のもと、引き続き、安全性維持のため、必要とされる規制を遵守して参りたいと考えております。

小糸工業は、公共の交通に関わる者の使命として、その製造するシート等の安全性を最優先しております。そこで、小糸工業といたしましては、我々の顧客である各航空会社による、厳格な安全性試験合格のために可能な限り、協力を惜しむことなく、支援して参りたいと考えております。

AD は、2011年8月1日に効力が発生する見込みですが、これにより、航空機シート及びその部品が、FAA 及び EASA による燃焼性、静荷重、動荷重に関する基準を満たしているか否かについての確認が求められる見込みです。そして、かかる基準を満たしていないことが判明した場合、当該航空機シート及びその部品は、航空機からの取り外しが余儀なくされます。

静荷重及び燃焼性に関しまして、FAA 及び EASA は、小糸工業の要請に応じ、その基準を充足しているか否かを判断する際に、運航中の航空機シート供試体のみならず新たに製造された供試体を使用することを認めております。これにより、状況に応じた柔軟な対応が FAA 及び EASA により認められる可能性もあります。

AD は、小糸工業による TSO letters of design approval (ボーイング社航空機について。) 及び POA (エアバス社航空機について。) を利用した、直接的な補用品供給を認める可能性を示唆しております。

また、AD は、小糸工業が新規に製造するシートの利用を否定するものではありません。さらに、航空会社及び航空機製造会社の経済的な負担を軽減するため、FAA 及び EASA は、小糸工業の要請に応じ、小糸工業の製造に係るシートについて、類似性を基準とする一定のグルーピングをすることにより、FAA 及び EASA の基準を充足しているか否かを説明する方法を認めております。

FAA による規制については、当該航空機シートの TSO letters of design approval 次第ではありますが、概ね、2年から6年の期間内に、小糸工業の製造に係る航空機シートが FAA による基準を満たしているか否かを判断し、必要な処置を講ずる必要があります。FAA 発行に係る AD については、その基準を満たしているか否かについて具体的な方法を規定しておりますものの、場合によっては代替的な方法 (「Alternative Methods of Compliance」) が認められる可能性もあります。しかしながら EASA による AD は、全ての基準を充足しているか否かを問わず、10年以内に、就航中の座席において使用されている関連する材料を交換するよう要求する見込みです。

関係する小糸工業の航空機シートは、TSO-C39b、TSO-C39c、TSO-C127a において承認されたモデルであり、ボーイング社、エアバス社、マクダネルダグラス社、三菱重工社及びフォッカーサービス社によって製造された航空機に搭載されているシートです。

小糸工業は、昨年、今回の AD 発行の原因となった小糸工業社員の過去の行為について顧みるとともに、それ以降、経営陣の刷新、品質保証システムの改善、社員教育の徹底、その他各種の再発防止措置を講じて参りました。小糸工業はこれらの諸施策のために並々な人的物的資源を投入し、誠心誠意を持って、小糸工業製の航空機シートが、AD の要求する基準を満たす安全な航空機シートであることを実証するため、包括的な各種試験を実行してまいりました。

この数年間、小糸工業は、航空機シートの安全性を実証し、また、各種規制を遵守していることを示すべく、誠心誠意をもって、JCAB、FAA、EASA、ボーイング社及びエアバス社と協働して参りました。冒頭で述べましたとおり、AD は発行されてはおりますが、場合によっては代替的な方法を許容する可能性も示しておりますことから、小糸工業としては、航空機シートの安全性を保ちつつ、各航空会社様の負担を可能な限り軽減すべく、引き続き、JCAB、FAA、EASA の規制当局及び航空機製造各社と議論を続けて参りたいと考えております。

最後に、2011 年 4 月のプレスリリース及びそれ以降の各種公表資料でご説明申し上げているところでございますが、小糸工業は、航空機事業以外の輸送機器関連事業、電気機器関連事業及び住設環境関連事業の各事業を分割する会社分割を行う予定です。本会社分割は、航空機シート事業を含む小糸工業の事業の継続可能性を高めることを主な目的とするものではありませんが、当然のことながら、組織再編による経営資源の集中と迅速な意思決定体制の実現も目的とするものであり、これにより、小糸工業による AD への対応状況にもプラスの効果があるものと信じております。

---

(ご参考リンク)

[http://rgl.faa.gov/Regulatory\\_and\\_Guidance\\_Library/rgAD.nsf/0/368C0927439386AD862578A3004F4406?OpenDocument](http://rgl.faa.gov/Regulatory_and_Guidance_Library/rgAD.nsf/0/368C0927439386AD862578A3004F4406?OpenDocument)

<http://ad.easa.europa.eu/ad/2011-0098>